

# 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

(目 的)

## 第1条

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、アスレティックトレーナー連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

(構 成)

## 第2条

連絡会議は、アスレティックトレーナー部会委員、次の各号に掲げる公認アスレティックトレーナー有資格者の代表及び学識経験者をもって構成し、その選任は、日本スポーツ協会が行う。

- (1) 中央競技団体所属の有資格者
- (2) 都道府県体育（スポーツ）協会所属の有資格者
- (3) プロスポーツ団体等所属の有資格者
- (4) 日本スポーツ協会所属の有資格者

(運営委員会)

## 第3条

連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案、準備及び運営にあたる。

2. 運営委員は、第2条に掲げる者の中から 20 名程度を日本スポーツ協会が選任する。
3. 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとし、任期満了後も次期運営委員が就任するまではその権利・義務を有するものとする。

(会 議)

## 第4条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は随時これを開催する。

(運営委員長及び副委員長)

## 第5条

運営委員は、互選により運営委員長1名及び運営副委員長若干名を選出する。

2. 運営委員長は、アスレティックトレーナー部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(規則の変更)

## 第6条

この規則は、日本スポーツ協会指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会の承認を受けて変更することが出来る。

付 則

- (1) この規則は、平成11年11月26日から施行する。
- (2) 平成17年11月25日改定
- (3) 平成27年11月26日改定
- (4) 平成29年6月8日改定
- (5) 平成30年4月1日改定
- (6) 令和元年6月21日改定